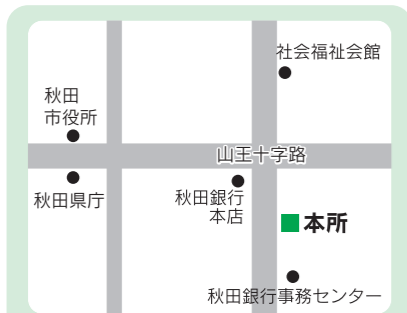


# お問い合わせ窓口



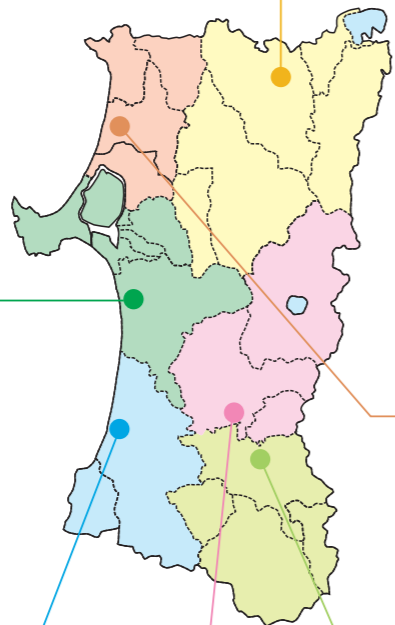
お近くの信用保証協会へお気軽にご相談ください。



**本所**  
〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号  
(秋田県商工会館内)  
TEL 018-863-9011  
FAX 018-863-9188

**秋田東営業室**  
TEL 018-863-9016  
FAX 018-863-9010  
担当地域：秋田市(主に東部)

**秋田西営業室**  
TEL 018-863-9018  
FAX 018-863-9010  
担当地域：秋田市(主に西部)・男鹿市・  
潟上市・南秋田郡



**大館支所**  
〒017-0897 大館市字三の丸90番地  
TEL 0186-49-2281  
FAX 0186-49-2280  
担当地域：大館市・鹿角市・北秋田市・  
北秋田郡・鹿角郡



**能代支所**  
〒016-0817 能代市上町6番28号  
TEL 0185-54-2377  
FAX 0185-55-2264  
担当地域：能代市・山本郡



**本荘支所**  
〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4  
TEL 0184-22-5330  
FAX 0184-22-5332  
担当地域：由利本荘市・にかほ市



**大曲支所**  
〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号  
TEL 0187-63-1811  
FAX 0187-63-1812  
担当地域：大仙市・仙北市・仙北郡



**横手・湯沢支所**  
〒013-0022 横手市四日町2番8号  
TEL 0182-32-2361  
FAX 0182-32-2363  
担当地域：横手市・湯沢市・雄勝郡

経営支援・創業に関するご相談	経営支援部 (創業支援チーム)	TEL.018-863-9015
秋田県信用保証協会について	総務企画部	TEL.018-863-9011

2026年度

# 秋田県信用保証協会

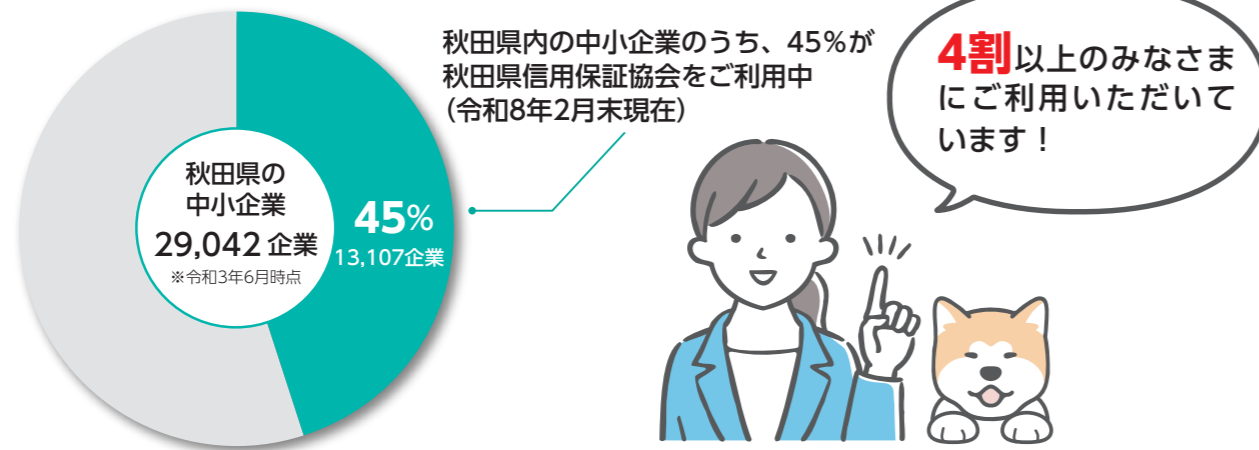
## 信用保証のごあんない

企業の資金調達を  
サポートします



## 信用保証協会とは

信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づいて設立された**公的機関**です。  
中小企業のみなさまが金融機関から事業資金を調達するときに「**公的な保証人**」となり、資金調達をサポートします。



## 信用保証協会の利用メリット

信用保証協会をご利用することで、中小企業のみなさまに次のようなメリットがあります。

### ●金融機関からの融資がスムーズに

これから創業される方や金融機関との取引が初めての方でも、当協会が公的な保証人となることで借入しやすくなります。また、金融機関のプロパー融資との併用により借入枠も拡大されます。

### ●低利固定金利や長期の融資が利用可能

県や市町村のバックアップにより、借入利率や保証料、借入期間の優遇された保証制度をご利用いただけます。

### ●目的に応じた豊富な保証制度

県や市町村の保証制度の他に、当協会独自の保証制度を準備して、事業を行う皆様の多様な資金ニーズにお応えしています。

### ●無担保で利用可能

無担保でご利用いただける保証制度をご用意しています。  
※必要に応じて不動産等担保を提供していただく場合がございます。

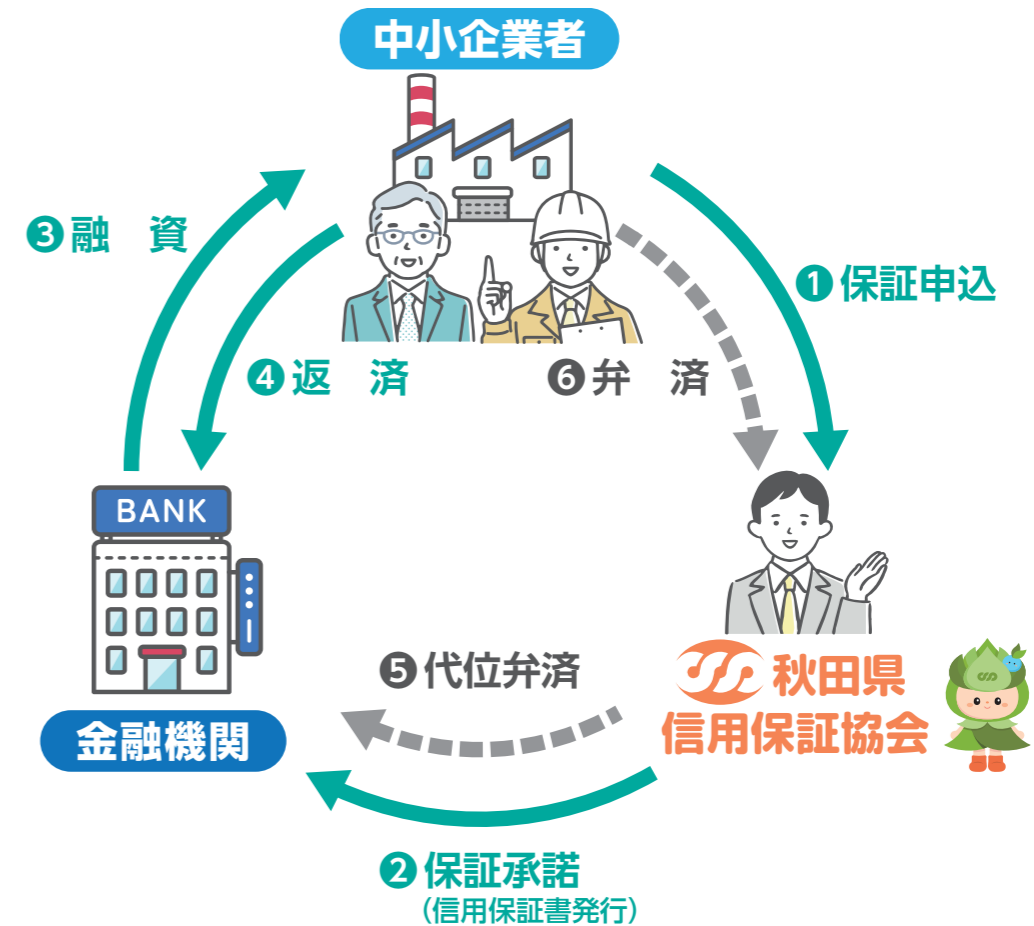
### ●各種支援サービスが無料で利用可能

専門家派遣事業や経営診断サービス等の提供を受けることができます。  
詳細は17ページをご覧ください。

### ●経営者保証を不要とする取扱いが可能

一定の要件を満たすことで、経営者保証を不要とする取扱いが可能となります。  
詳細は6～7ページをご覧ください。

## 信用保証制度のしくみ



- ①保証申込 金融機関を経由してお申しいただけます。
- ②保証承諾 信用保証協会は、事業内容や経営計画などを踏まえ保証の諾否を決定し、金融機関に信用保証書を発行します。
- ③融資 保証承諾の通知を受けた金融機関が融資を実行します。  
※この時、金利とは別に、信用保証協会へ所定の信用保証料をお支払いいただけます。
- ④返済 返済条件に基づき、借入金を金融機関へご返済いただけます。

### ご返済ができなくなった場合

- ⑤代位弁済 万一、何らかの事情でご返済ができなくなった場合は、信用保証協会が中小企業者に代わって借入金の残額を立替払い（代位弁済）します。
- ⑥弁済 代位弁済後は、中小企業者の状況等に応じた新たな条件で、信用保証協会にご返済いただけます。











## 保証をご利用いただける方

## 所在地、営業実績




原則として秋田県内に事業所（店舗・事務所・工場等）があって、現在適法に事業を営んでいる方。  
 なお、創業を予定している方、創業間もない方もご利用いただける制度があります。

## 企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、下表に該当している方。

業種	資本金	従業員数
 製造業等（建設業、運送業等含む）	3億円以下	300人以下
 ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
 卸売業	1億円以下	100人以下
 小売業	5,000万円以下	50人以下
 サービス業	5,000万円以下	100人以下
 ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
 情報処理サービス業		
 旅行業		
 旅館業	5,000万円以下	200人以下
 医療法人等	—	300人以下

ただし、NPO法人の場合は、下記の項目に該当する方となります。

業種	従業員数
 製造業等（建設業、運送業等を含む）	300人以下
 卸売業・サービス業	100人以下
 小売業	50人以下

## 業種

ほとんど全ての業種を保証の対象としていますが、農林漁業、金融・保険業などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。

## 許認可

許認可を必要とする業種を営んでいる場合、許認可を取得している必要があります。

## 保証の内容

## 保証限度額

—中小企業者に対する保証金額の限度は次のとおりです。

個人・法人	組合
2億8,000万円	4億8,000万円

※この他、国の施策に基づく特別保証制度については別枠があります。

## 資金使途

事業に必要な運転資金、設備資金

※住宅建築資金などの事業外資金、当面利用予定の無い不動産取得資金など投機的な資金は対象となりません。

## 保証期間

運転資金は概ね10年以内、設備資金は概ね15年以内

## 担保

不動産取得資金を除き原則として8,000万円までは無担保での取扱が可能です。

※ただしお客様の事業規模、決算状況等により無担保での取扱可能額は異なります。

## 貸付利率

金融機関所定の利率となります。

ただし、県・市町村の融資制度資金の場合はそれぞれの制度の定めによります。

## 連帯保証人

必要となる場合があります。（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。）

## 保証をご利用いただけない方

次のいずれかに該当する方は、保証をご利用いただくことができません。

- 許認可等を必要とする業種を営み、その許認可を受けていない方（創業者等を除く）
- 銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6ヶ月以内の方を含む）または電子記録債権機関の取引不能・停止処分を受けている方
- 当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受け、支払いの終わっていない方
- 競売、差押、破産等の法的手続き中の方
- 反社会的勢力等が介在していると認められる場合



## 経営者保証とは

金融機関から融資を受ける際、代表者等が会社の連帯保証人となることを**経営者保証**と  
いいます。一定の要件を満たすことで、**経営者保証を不要**とする取扱いが可能です。

次の①～③のいずれかをご利用いただくことで、経営者保証不要でお借入れすることができます。

### 1 3類型による取扱い

次の1～3のいずれかに合致する場合は、経営者保証を不要とする取扱いができます。

#### 1. 【金融機関連携型】

- ・申込金融機関にて下記の要件①または②のいずれか、および要件③を満たしていること。
- ・法人と経営者個人の一体性解消等が図られていること。

要件①	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。
要件②	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を保証付融資と同時に実行する。
要件③	直近2期の決算書において減価償却前経常利益が連続して赤字でない、かつ直近決算において債務超過でない。

いずれか一方を満たしている

#### 2. 【財務型】

自己資本比率や純資産倍率など、一定の財務要件に合致する方。

#### 3. 【担保型】

不動産担保により十分な保全をご提供いただく場合。

### 2 経営者保証を不要としている主な融資制度



- 流動資産担保融資保証
- 事業承継特別保証
- スタートアップ創出促進保証
- 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証
- 財務要件型無保証人保証 など

### 3 事業者選択型経営者保証非提供制度

保証料率の上乗せをすることで経営者保証を不要とする取扱いを行うことができる制度です。

#### 対象となる資金

左記②のように経営者保証を不要としている融資制度や秋田県中小企業アグリサポート資金を除き、すべての資金が対象です。(ただし、原則として無担保でお取り扱いができる8,000万円が上限となります。)

#### ご利用いただける方

次の(1)～(5)をすべて満たす法人

- (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金等がなく、かつ代表者への役員報酬等の支払いが社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと
  - ①直前決算において債務超過でない
  - ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
  - ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
  - ②保証申込日を含む事業年度以降の決算においても(2)を満たすこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

※法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合は(3)は問いません。

#### 保証料率

- 上記(3)の2つの財務要件をいずれも満たす場合  
⇒通常保証料率に**0.25%**を上乗せした保証料率
- 上記(3)の2つの財務要件のいずれか一方のみを満たす場合  
⇒通常保証料率に**0.45%**を上乗せした保証料率  
(2期分の決算書がない場合 ⇒通常保証料率に**0.45%**を上乗せした保証料率)

#### 【整理表】

	直近決算において債務超過でない	直近決算において債務超過である
直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない	保証料率+ <b>0.25%</b>	保証料率+ <b>0.45%</b>
直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字である	保証料率+ <b>0.45%</b>	対象外

信用保証協会のご利用に当たっては、信用保証料をご負担いただきます。信用保証料は、お借入金額に、保証期間及びお客さまの財務内容等により決定した保証料率を乗じて計算します。

## 保証料率表（基準となる料率）

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊料率)※	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※特殊料率は、当座貸越やカードローン等、限度額を定めて一定期間繰り返しご利用いただく場合に適用します。

## 「責任共有保証料率」・「責任共有外保証料率」について

信用保証協会と金融機関が適切な責任分担をはかり、両者が連携して、お客さまの経営支援や再生支援といった支援を行うことを目的として、平成19年10月から「責任共有制度」が導入されました。

保証が「責任共有制度」の対象か対象外かにより、保証料率が異なります。なお、ほとんどの保証が責任共有制度の対象となりますが、**創業者や小規模事業者等**を対象とした責任共有対象外の保証制度もあります。

## 保証料割引・割増について

### ①担保提供による割引

土地・建物などの物的担保  
をご提供いただいた場合

0.1%を割引



### ②中小企業会計による割引

会社法に定める「会計参与」を  
設置している会社について

0.1%を割引



### 【保証料の割増】

事業者選択型経営者保証非提供制度をご利用の場合は、0.25%又は0.45%の割増を行います。

## 信用保証料の計算方法

### ●一括返済の場合

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

計算例) 借入金額1,000万円、保証期間1年(12ヶ月)、保証料率1.15%

$$1,000\text{万円} \times \frac{12}{12} \times 1.15\% = 115,000\text{円}$$

### ●分割返済の場合

据置期間、据置金額がない場合

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率} \times \text{分割返済係数}$$

据置期間、据置金額がある場合(次の①～③の合計となります)

①据置期間部分

$$\text{借入金額} \times \frac{\text{据置期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

②据置金額部分

$$\text{据置金額} \times \frac{(\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)})}{12} \times \text{保証料率}$$

③分割返済部分

$$(\text{借入金額} - \text{据置金額}) \times \frac{(\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)})}{12} \times \text{保証料率} \times \text{分割返済係数}$$

計算例) 借入金額1,000万円、保証期間5年(60ヶ月)、うち1年(12ヶ月)据置、保証料率1.15%  
(返済方法:13ヶ月目から毎月20万円、最終期日60万円)

$$\textcircled{1} 1,000\text{万円} \times \frac{12}{12} \times 1.15\% = 115,000\text{円}$$

$$\textcircled{2} 40\text{万円}^* \times \frac{(60 - 12)}{12} \times 1.15\% = 18,400\text{円} \quad \text{*据置金額} = (\text{最終期日の返済額} 60\text{万円} - \text{毎月返済額} 20\text{万円}) = 40\text{万円}$$

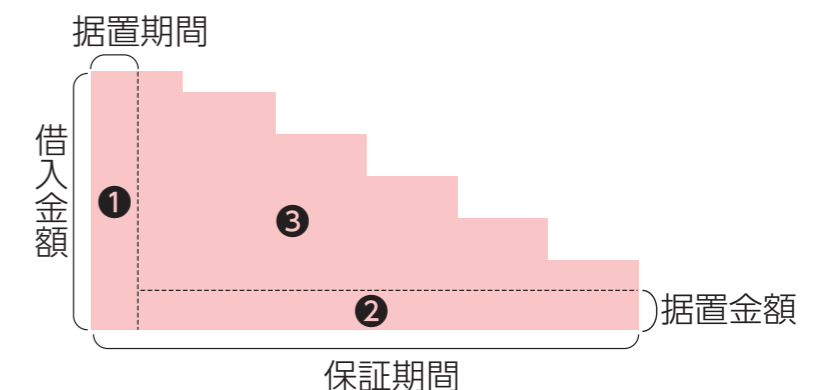
$$\textcircled{3} (1,000\text{万円} - 40\text{万円}) \times \frac{(60 - 12)}{12} \times 1.15\% \times 0.55 = 242,880\text{円}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 376,280\text{円}$$

### ●分割返済係数表と保証料計算イメージ

(均等分割返済の場合)

分割返済回数	均等分割返済係数
6回以下	0.70
7回以上12回以下	0.65
13回以上24回以下	0.60
25回以上	0.55



## 創業したい・創業して間もない

## 秋田県創業支援資金

- これから事業を開始する方、事業を開始した日以降5年を経過していない方がご利用いただけます。
- 女性、35歳未満の方は借入利率や保証料率がさらに優遇されます。(女性・若者支援枠)

借入限度額	3,500万円(女性・若者支援枠は2,500万円)
保証期間	10年(据置3年以内)
対象資金	運転資金・設備資金(不動産取得・本資金以外の金融債務返済資金を除く)
借入利率	年1.95%(創業塾修了者、県内移住後3年以内の方、女性・若者支援枠は年1.75%)
保証料率	年0.60%以内(女性・若者支援枠は年0.00%)
連帯保証人	原則として法人の場合は代表者(個人の場合は不要)

## 秋田県スタートアップ創出促進資金「スリーS保証」

- 創業期から経営者保証なしでご利用いただけます。(法人のみ利用可能です)
- 決算期末到来の方は、自己資金があることが条件となります。(創業資金総額の1/10以上)

借入限度額	3,500万円(女性・若者支援枠は2,500万円)
保証期間	10年(据置1年以内 ※申込金融機関のプロパー借入がある場合は据置3年以内)
対象資金	運転資金・設備資金(不動産取得・本資金以外の金融債務返済資金を除く)
借入利率	年1.95%(創業塾修了者、県内移住後3年以内の方、女性・若者支援枠は年1.75%)
保証料率	年0.80%以内(女性・若者支援枠は年0.20%)
連帯保証人	不要

## 創業者不動産取得支援保証

- 事業開始後1年未満の方が、不動産を取得する際にご利用いただけます。
- 保証料が0.2%割引されます。(担保割引0.1%+本制度による割引0.1%)

借入限度額	1億円
保証期間	20年(据置1年以内)
対象資金	不動産取得に関する資金
借入利率	金融機関所定利率
保証料率	年0.25%~1.70%以内(担保割引0.1%+本制度による割引0.1%を適用後の料率)
連帯保証人	原則として法人の場合は代表者(個人の場合は不要)

## 市町村創業融資制度

- 各市町村にて、創業者向けの制度をご用意しております。
- 市町村による保証料補助によって、保証料負担がゼロとなります。
- ※経営者保証なしの場合はご負担いただく場合があります。

創業に関する制度の詳細は、「創業ガイドブック」に掲載しております。当協会のHP (<https://www.cgc-akita.or.jp>) からダウンロードが可能です。



## 事業を安定して継続したい・事業を発展させたい

## 継続型短期融資保証

- 最長1年間約定弁済が不要で、期日時の更新回数に制限はなく、安定した資金繰りに寄与します。
- SDGsに賛同し、目標達成のために取り組む方は保証料がさらに割引されます。(SDGs型)

借入限度額	8,000万円(直近決算の平均月商の2倍以内)
保証期間	1年(更新可 ※更新回数の制限なし)
対象資金	運転資金・設備資金(軽微なもの)
借入利率	年1.65%以内
保証料率	年0.35%~1.80%以内(SDGs型は年0.30%~1.75%以内)
連帯保証人	原則として法人の場合は代表者(個人の場合は不要)

## 秋田県中小企業振興資金&lt;一般資金&gt;

- 県内で1年以上事業を営む方がご利用いただけます。
- 厚生労働省認定の「くるみん」などを取得している企業は、借入利率が優遇されます。(SDGs型推進枠)

略称	振興固定	振興変動
借入限度額	1億円	
保証期間	10年(据置:運転1年以内、設備2年以内)	運転10年(据置1年)、設備15年(据置2年)
対象資金	運転資金・設備資金	
借入利率	年2.60%(SDGs推進枠は年2.40%) <sup>*1</sup>	年2.35%(SDGs推進枠は年2.15%) <sup>*1*2</sup>
保証料率	年0.45%~1.55%以内	
連帯保証人	原則として法人の場合は代表者(個人の場合は不要)	

※1 セーフティネット保証1~4号および6号認定を利用した場合は▲0.2% ※2 各金融機関の基準金利に伴い変動します

## 秋田県協調支援型特別保証 令和8年4月創設

- 申込金融機関のプロパー融資と同時に利用することなどにより、資金調達を支援します。
- 国からの補助により、事業者の保証料負担が軽減されます。

借入限度額	2億8,000万円
保証期間	10年(据置:運転1年以内、設備3年以内)
対象資金	運転資金・設備資金
借入利率	年2.20%
保証料率	年0.30%~1.43%以内(国からの補助適用後の料率)
連帯保証人	必要に応じて徴求する(ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)

## モニタリング強化型特別保証 令和8年3月創設

- 支援機関との連携により、月次で資金繰り状況等を把握し、経営状況の報告を行う方がご利用いただけます。
- 国からの補助により、事業者の保証料負担が軽減されます。

借入限度額	2億8,000万円
保証期間	10年(据置:運転1年以内、設備3年以内)
対象資金	運転資金・設備資金
借入利率	金融機関所定利率
保証料率	年0.23%~0.95%以内(国からの補助適用後の料率)
連帯保証人	必要に応じて徴求する(ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)

## 経営の改善を図りたい

### 秋田県経営力強化保証

- 金融機関などの支援機関から支援を受けつつ、事業計画を策定し実行・報告を行う方がご利用いただけます。
- 申込時の信用力に対応した保証料率よりも、**一区分低い料率が適応**されます。
- 一部**県の保証料補助、協会の保証料割引**があります。

借入限度額	2億8,000万円
保証期間	運転5年、設備7年、既往借入金の借換10年（いずれも据置1年以内）
対象資金	事業計画の実施に必要な資金 ※秋田県制度全ての既往借入金の借換が可能
借入利率	年2.20%
保証料率	年0.45%～1.40%以内（一区分低い料率、県の補助、協会の割引適用後の料率）
連帯保証人	原則として法人の場合は代表者（個人の場合は不要）

### 秋田県事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）

- 物価高騰や人手不足などの影響を受ける中、早期に事業再生に向けた取り組みを行う方を支援します。
- 認定支援機関の指導又は助言等を受けて作成された事業再生計画の実行・報告が必要です。
- 保証料について、**国から0.4%～0.6%の補助**があります。

借入限度額	2億8,000万円
保証期間	15年（据置3年以内）
対象資金	事業再生の計画の実施に必要な資金
借入利率	年2.40%
保証料率	年0.40%（国からの補助適用後の料率）
連帯保証人	原則として法人の場合は代表者（個人の場合は不要）*

\*経営者保証免除対応を適用する場合、法人代表者の連帯保証は不要です

### 秋田県経営安定資金＜通常枠＞

- 売上減少や赤字計上等により経営の安定のための資金が必要な方向けの制度です。
- 商工会などの認定を受けた方がご利用いただけます。
- （保証料率区分①～⑤の先は）**県の保証料補助、協会の保証料割引**があります。

借入限度額	8,000万円
保証期間	10年（据置2年以内）
対象資金	運転資金・設備資金
借入利率	年2.20%*
保証料率	年0.45%～1.55%以内（県の補助、協会の割引適用後の料率）
連帯保証人	原則として法人の場合は代表者（個人の場合は不要）

\*セーフティネット保証1～4号および6号認定を利用した場合は年2.00%

## 事業承継をしたい・事業承継をして間もない

### 秋田県事業承継資金

- 円滑な事業承継実施のため、一定の要件を満たし商工会等の推薦または秋田県知事の認定を受けた方が利用可能です。
- 県の保証料全額補助があるため、**保証料負担がゼロ**となります。

借入限度額	1億円（秋田県知事の認定を受けた方は2億円）
保証期間	10年（据置3年以内）
対象資金	運転資金・設備資金
借入利率	年1.95%*（所定の機関から支援を受けた方、後継者育成塾修了者は年1.75%）
保証料率	年0.00%
連帯保証人	必要となる場合がある

\*セーフティネット保証1～4号および6号認定を利用した場合は年1.75%

### 秋田県事業承継資金融資特別保証「バトンタッチ」

- 円滑な事業承継実施のため、一定の要件を満たす法人について、事業承継時に**経営者保証なし**でご利用いただけます。
- 経営者保証ありの既存借入金についても、**経営者保証なしの本制度に借換可能**です。
- 県の保証料全額補助があるため、**保証料負担がゼロ**となります。

対象（法人）	3年以内に事業承継を予定	R7.3.31までに事業承継済みかつ3年未満
借入限度額	2億円	
保証期間	10年（据置1年以内）	
対象資金	運転資金・設備資金・個人保証人を提供している既往借入金の返済資金	（事業承継前における）個人保証人を提供している既往借入金の返済資金
借入利率	年1.95%（専門家から事業承継計画の確認などを受けた方は年1.75%）*	
保証料率	年0.00%	
連帯保証人	不要	

\*専門家…中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター

### 事業承継サポート保証

- 事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約（子会社化）するための資金を調達できます。
- 「持株会社は、新たに設立され初年度決算が未到来であること」など一定の要件を満たす必要があります。

借入限度額	2億8,000万円
保証期間	15年（据置2年以内）
対象資金	持株会社が事業会社の株式を集約（子会社化）するための資金
借入利率	金融機関所定利率
保証料率	年1.15%以内
連帯保証人	原則として法人の場合は代表者（個人の場合は不要）

## スピーディで安定的な資金調達をしたい

### 小規模企業者カードローン当座貸越根保証「カードmini」

- ・小規模企業者（常時使用する従業員が20名以下 ※商業・サービス業は5名以下）が対象の制度です。
- ・少額（30万円）からご利用ができ、創業後間もない方もご利用いただけます。

借入限度額	30万円～300万円(直近決算の平均月商の3カ月以内)*
保証期間	1年または2年(更新可)
対象資金	運転資金・設備資金
借入利率	金融機関所定利率
保証料率	年0.39%～1.62%以内
連帯保証人	原則として法人の場合は代表者（個人の場合は不要）

※創業後1年未満の方は計画書の平均月商の3ヶ月以内

### 事業者カードローン当座貸越根保証

- ・金融機関のATMやファームバンキングを使い、タイムリーに資金を調達できます。
- ・極度額の範囲内で反復継続的に安定した資金調達ができます。
- ・「業歴3年以上で、2期以上の決算（確定申告）を行っている」など、一定の要件を満たす必要があります。

借入限度額	100万円～2,000万円
保証期間	1年または2年(更新可)
対象資金	運転資金・設備資金
借入利率	金融機関所定利率
保証料率	年0.39%～1.62%以内
連帯保証人	原則として法人の場合は代表者（個人の場合は不要）

### 当座貸越（貸付専用型）根保証

- ・あらかじめ当座貸越枠を設定することで、反復継続的に安定した資金調達ができます。
- ・「業歴3年以上で、2期以上の決算（確定申告）を行っている」など、一定の要件を満たす必要があります。

借入限度額	100万円～2億8,000万円
保証期間	1年または2年(更新可)
対象資金	運転資金・設備資金
借入利率	金融機関所定利率
保証料率	年0.39%～1.62%以内
連帯保証人	原則として法人の場合は代表者（個人の場合は不要）

## 市町村融資制度一覧（一般資金）

- ・1年以上当該市町村に住所または事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、市町村税を完納している方が対象です。
- ・市町村の保証料補助により、保証料負担がゼロとなります。※経営者保証なしの場合はご負担いただく場合があります。

市町村名	借入限度額	保証期間	借入利率	保証料率	対象資金	
<b>秋田東営業室・秋田西営業室</b>						
秋田市	3,000万円	10年	年2.15%以内	年0.00%	運転・設備	
★男鹿市	1,500万円		年1.90%以内			
潟上市	2,000万円	10年	年1.75%以内			
★五城目町	1,000万円					
★八郎潟町	1,000万円					
★井川町	1,000万円					
★大潟村	1,000万円					
<b>大館支所</b>						
大館市	2,000万円	10年	年1.75%以内	年0.00%	運転・設備	
鹿角市	2,000万円					
北秋田市	1,500万円					
小坂町	1,000万円					
上小阿仁村	1,500万円					
<b>能代支所</b>						
能代市	2,000万円	10年	年1.75%以内	年0.00%	運転・設備	
藤里町	1,000万円					
三種町	2,000万円	10年	年2.00%以内			
八峰町	1,000万円					
<b>本荘支所</b>						
由利本荘市	2,000万円	7年	年1.95%以内	年0.00%	運転・設備	
にかほ市	2,000万円	10年				
<b>大曲支所</b>						
大仙市	2,000万円	10年	年1.75%以内	年0.00%	運転・設備	
仙北市	2,000万円					
美郷町	1,500万円					
<b>横手・湯沢支所</b>						
横手市	2,000万円	10年	年1.75%以内	年0.00%	運転・設備	
★湯沢市	2,000万円					
★羽後町	2,000万円	15年	金融機関所定利率			
★東成瀬村	1,000万円	10年	年1.75%以内			運転
	2,000万円					設備

★事業者選択型経営者保証非提供制度をご利用の場合、上乗せ保証料（0.25%または0.45%）も全額補助されます。

## 創業支援について

創業を計画している方や創業後間もない方へ、  
事業が安定するまで一貫した支援を行います！



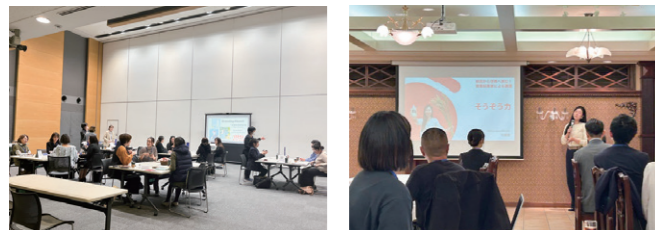
## 創業支援チームの設置

各室・支所に相談窓口を設置し、創業支援担当職員が対応しております。女性の方からのご相談には女性創業支援チームポラリスが対応いたします。



## 起業家交流会の開催

起業・創業に必要な情報提供を行うほか、起業家同士の交流の場を設け、創業に対する不安感の解消や人脈づくりのお手伝いをしています。



※令和7年度ポラリス交流会の様子 ※令和7年度秋田起業家交流会の様子

## 創業ガイドブックの発行

創業準備の方法、創業に関する保証制度、他の支援機関の相談窓口や実施している補助金についての情報を提供しています。



※画像は令和7年度版

## 企業訪問・フォローアップ

お客さまを訪問し、創業後の状況やお悩みなどをヒアリングし、お客さまの課題解決に向けてサポートします。

## 起業塾での情報提供

商工会や商工会議所等で開催している起業塾等にて創業者向け保証制度などの情報提供を行います。

## 事業承継支援について

事業承継に関する課題やお悩みに対して、様々な支援を行います！



## 企業訪問・支援機関との連携

事業承継に課題や悩みを抱えるお客さまを訪問し、事業承継に向けた準備や、事業承継相談機関等へ紹介するなど具体的な手続きのお手伝いをします。

後継者が  
いない…



## 女性アトツギ座談会の開催

事業承継に関する講演会及び女性事業承継者・女性経営者同士の交流会を含む事業承継啓発イベントを行い、女性の事業承継を後押ししています。



※令和7年度女性アトツギ座談会の様子

## 専門家派遣事業について

各分野の専門家があなたの事業をサポートします！



中小企業のみなさまが「強み」を伸ばし、課題を解決するためのお手伝いとして、様々な分野の専門家を派遣しております。いただいたご相談内容に基づき、当協会でご対応する専門家をコーディネートいたします。無料でご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

※派遣可能回数を超えた分の費用はおお客様の負担となる場合があります。

対象	当協会をご利用中の方・これからご利用される方 (原則年1回専門家派遣事業のご利用が可能です。)
派遣回数	最大7回(原則1回4時間)



## ? どんな専門家がいるの



経営計画策定



マーケティング指導



人材育成



パッケージデザイン



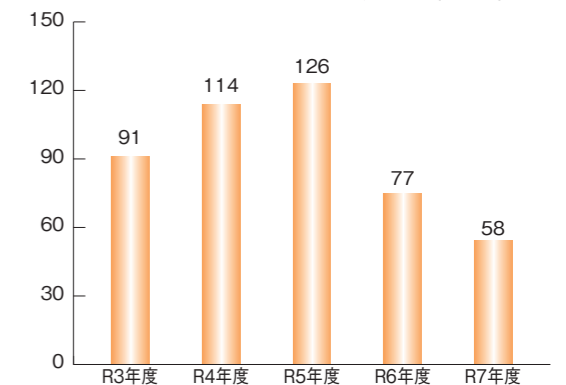
商品開発



税務会計

上記のほかにもさまざまな分野の専門家がおり、お客様のニーズに応じたきめ細やかな対応が可能です。

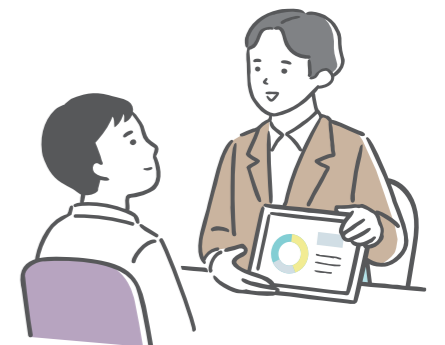
専門家派遣事業利用企業者数推移(社/者)



## 経営診断サービスの提供について

当協会を利用されているお客様の経営改善活動をサポートするため、一般社団法人CRD協会が提供している経営分析ツールの中小企業経営診断システム(Management consulting Support System/略称:McSS)によって得られた財務分析などの総合評価結果診断書を無料で提供しています。(※法人企業限定)

McSSは、お客様の財務状況について評価し、蓄積された全国データと比較した信用力の「位置づけ」と、財務面の「強み・弱み」を表示する「財務診断ツール」であり、自社の経営課題の把握にご活用いただけます。



# 各種媒体で情報発信も行っています！

(当協会でご支援させていただいた)  
県内事業者さまのご紹介



保証制度のごあんない



各種イベント・セミナーなどの案内



協会の様子など



Facebook



Instagram



HP



令和8年4月、  
新キャラクターが  
誕生しました！

秋田県信用保証協会  
オリジナルキャラクター

ふきのとうの妖精 水の妖精

## フキエルとスイちゃん

～お客さまの芽吹きをそっとささえる妖精たち～

秋田の大地から生まれた、ふきのとうの妖精「フキエル」と、清らかな雪どけ水から生まれた、水の妖精「スイちゃん」。ふたりの役割は、お客さまの新しい挑戦が健やかに育つよう、土壌と水を整えながらエールを送り、見守り続けることです。つついがんばりすぎてしまうフキエルを、しっかり者のスイちゃんが優しくフォロー。絶妙なコンビネーションで、お客さまが一步前へ進むための「安心の土台」を一緒につくります。



お気軽に  
フォローしてね

スイちゃん

フキエル

## 販路拡大支援について

当協会を利用されるお客さまの商談会等への参加斡旋や出展料の一部補助等を行っております。また、専門家派遣事業との併用により、お客様がより効果的な出展ができるよう当協会の職員がサポートいたします。

### 県産食材マッチング商談会 2025

秋田県が主催する県内食品事業者の販路拡大をめざす商談会への共催及び16社の出展斡旋・出展料補助を行いました。

### ビジネスマッチ東北 2025

仙台市で行われた東北エリア最大級の展示・商談会へ7社の出展斡旋及び出展料等補助を行いました。

### OSAKAビジネスフェア 2025

関西方面への販路開拓支援として大阪信用保証協会が主催するビジネスフェアに6社の出展斡旋・費用補助を行いました。



## 関係機関との連携支援（秋田県中小企業支援ネットワーク）について

中小企業の育成・再生のトータルサポートを行うため、行政機関・地元金融機関・中小企業支援機関と当協会が連携し、情報共有や個別企業の支援等を行っています。

